

## 令和2年4月1日からの島本町地域包括支援センターについて

## 1 令和2年4月1日からの島本町地域包括支援センターの概要

設置の責任主体	島本町
運 営 法 人	医療法人 清仁会
担 当 圏 域	島本町全域
事 業 所 名 称	島本町地域包括支援センター
事業所所在地	島本町水無瀬一丁目18番3号水無瀬ケアセンター内1階
開 室 日	月曜日から土曜日 (国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月30日から翌年の1月3日までは除く)
開 室 時 間	午前9時00分から午後6時00分まで (緊急時には夜間・休日などでもセンターの職員に連絡ができる体制を運営法人が整備)
職 員 体 制	※次ページ参照
電 話 番 号 等	電話番号：075-963-2323 FAX番号：075-963-0150 メールアドレス：houkatsu@minasehp.jp
そ の 他	ホームページを開設 URL： <a href="http://minasehp.jp/chiikihoukatsushien_center/index.html">http://minasehp.jp/chiikihoukatsushien_center/index.html</a> ※島本町のホームページ内の「地域包括支援センター」のページにリンクを貼りつけています。

## 2 島本町地域包括支援センターの職員体制（令和2年10月1日現在）

## ①管理者

島本町地域包括支援センター長兼 指定介護予防支援事業所管理者	中島 香織
-----------------------------------	-------

## ②センターの職員

職 種	参 考 当該資格での高齢者の相談支援業務経 験年数（令和2年10月1日現在）
主任介護支援専門員	10年6か月
主任介護支援専門員	10年9か月
保健師に準ずる者（看護師）	4年5か月
社会福祉士	10年6か月
社会福祉士	3年
社会福祉士 ※令和2年8月16日から追加	2年9か月
介護支援専門員	4年6か月
事務職	
事務職	